

## 孫のために教育資金を支援するならどの制度？

高校までなら一括贈与非課税制度、大学等ならジュニア NISA

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第2部では、局面ごとにどのような制度を利用すべきか「利用局面→制度」の分析を行います。

第2部の4回目は祖父母が孫の教育資金を支援する場合について考えます。候補となりそうな、ジュニア NISA、教育資金の一括贈与非課税制度、都度贈与を横断比較して、どのような人にはどの商品・制度が向いているのかを検討します。

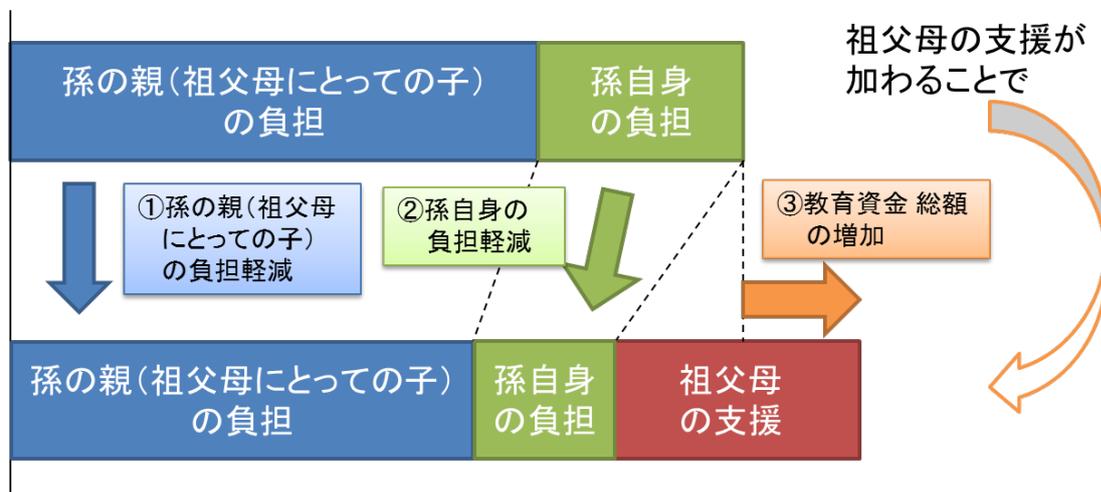
### 1. 孫の教育資金を支援することの意味

今回は、祖父母が孫の教育資金を支援する場合について検討します。

そもそも、孫に教育資金を支援することの効果にはどのようなものがあるのでしょうか。孫の教育資金の総額とその負担について、祖父母が孫に教育資金を支援しなかった場合と比較して考えたものが、次の図表です。

#### 祖父母が孫に教育資金を支援することによる、孫の教育資金総額の変化

孫へ教育資金の贈与を行わなかったとしたら・・・



(出所)大和総研作成

祖父母が孫へ教育資金を支援しなかった場合、教育資金の私費負担については、主に孫を育てる親（祖父母にとっての子）と孫自身が負担することになります。

このため、祖父母が孫に教育資金を支援した場合の効果は、支援を行わなかった場合に比べて、①孫を育てる親（祖父母にとっての子）の負担軽減、②孫自身の負担軽減、③孫の教育資金総額の増加の3つのいずれかまたはその組み合わせになるものと考えられます。

祖父母が孫に教育資金を支援する場合、この①～③のどれにつながるかを意識するとよいものと思います。

## 2. 高校までの教育資金を支援する場合

では、具体的に教育資金が必要となる時期および、その負担者について考えてみましょう。

高校以下の段階においては、一般的には、孫の教育資金は孫を育てる親（祖父母にとっての子）が負担するのが一般的と考えられます。

公立学校に通うことを前提とすれば、高校以下の段階では、教育費は子ども1人につき年間およそ30万円～50万円程度です。一般的には、孫が公立学校に通う場合は、孫を育てる親（祖父母にとっての子）がそれほど問題なく教育費を負担できるケースが多いものと考えられます。

一方、私立学校に通う場合は、小学校1年生から高校1年生まで年間100万円を上回り（年によっては年間150万円を上回り）、高校2年生・3年生でも80万円を超えます。私立学校に通い始めた場合、教育費は一度きりのものではなく、継続的に高水準になり続けるのです。

### 小学校～高校の1人・1年あたり教育費

(単位・万円、年額)	公立			私立			
	学校での教育費	学校外の活動費	総額	学校での教育費	学校外の活動費	総額	
小学校	1年	12.8	18.4	31.1	122.3	48.2	170.5
	2年	7.6	17.6	25.3	76.1	44.1	120.2
	3年	8.3	18.7	27.0	77.8	47.0	124.9
	4年	8.2	21.3	29.5	79.8	58.0	137.8
	5年	9.1	22.1	31.2	80.0	65.2	145.2
	6年	12.4	26.5	38.9	82.9	72.4	155.3
中学校	1年	23.2	21.9	45.1	130.5	25.7	156.1
	2年	13.4	26.4	39.8	83.3	28.8	112.1
	3年	13.8	36.4	50.2	86.6	33.8	120.5
高校	1年	31.4	12.6	44.0	97.6	18.6	116.2
	2年	25.1	14.2	39.3	64.1	20.7	84.8
	3年	12.7	19.9	32.6	53.1	34.5	87.6

(出所)文部科学省「平成24年度子供の学習費調査」をもとに大和総研作成

高校までの間、一度私立学校に通わせ始めた場合、経済的事情によって途中から公立学校に進学・転校させることはできる限り避けたいものと思います。このため、親としては子どもを私立学校に通わせたいと思っても、その後の継続的な教育費の負担を考えると、決断がしづらい面があるように思います。

**孫を小学校から高校までの間に私立学校に入れたり、習い事等の学校外活動を充実させたりしたいと考える場合は、小学校・中学校・高校の教育費に使えるような形で、支援を行うとよいでしょう。**

この場合、必要な都度の贈与か教育資金の一括贈与非課税制度を利用するとよいでしょう。いずれにしても贈与税は課税されません。**特に孫が私立学校に入った場合、教育費負担が継続的に発生することを考えると、教育資金の一括贈与非課税制度により、今後も含めた教育費が確保されると孫を育てる親（祖父母にとっての子）としての安心感は強くなるものと思います。**

なお、高校までの教育資金を支援する場合には、ジュニアNISAは利用すべきではありません。ジュニアNISAは18歳まで払い出し制限があり、それまでに払い出すとジュニアNISAで得た運用益すべてが所得税の課税対象になってしまうからです。

### 3. 大学や専門学校の教育資金を支援する場合

高校までは公立学校に進学する進路を想定している場合、家庭にとって教育費負担が最大になるのは大学や専門学校となります。国公立の場合は私立よりも負担は抑えられますが、定員が少ない狭き門で、望めば必ず進学できるというわけではありません。

学部・学科等にもよりますが、私立の大学や専門学校などの学費（施設費等を含む）は、子ども1人あたり年間100万円程度です。自宅外から学校に通う必要がある場合は、これに加えて、さらに下宿代等も必要となります。

#### 高等教育の1人・1年あたりの学費等（施設費等を含む）

(単位・万円、年額)		国公立	私立
大学	1年	81.8	131.3
	2年以後	53.6	104.8
短期大学	1年	52.2	111.9
	2年	38.8	87.2
専門学校	1年	37.1	108.0
	2年以後	32.6	91.7

(注)国公立の欄は、大学は国立、短期大学・専門学校は公立の金額を指す。  
(出所)文部科学省「平成25年度の授業料等の学生納付金の状況について」をもとに大和総研作成

このため、高校までの教育費は親が賄うことができても、大学や専門学校の教育費まで準備するのは困難となるケースも少なくありません。祖父母から孫へ大学や専門学校の教育資金が

支援されれば、孫の進学につながるほか、孫を育てる親（祖父母にとっての子）や孫本人の負担軽減にもつながります。

祖父母から孫へ、大学や専門学校に進学するための教育資金を支援する場合は、その孫の現時点の年齢によって利用すべき制度が分かれるものと思います。

孫がまもなく高校を卒業する年齢であれば、学費そのものを支援する都度の贈与が有効でしょうし、既に中学生や高校生となっているなど、大学や専門学校への進学までの期間があまりない場合は、教育資金の一括贈与非課税制度での贈与も有効と考えられます。

**他方、孫が生まれてすぐや幼いうちなど、大学や専門学校への進学までの期間が長い場合は、それまでの間の資産運用も意識しておきたいところです。**

前回は述べましたが、今後、ある程度の物価上昇（に伴う大学授業料の上昇）を見込むのであれば、ある程度価格変動リスクを取っても、物価上昇率を上回るリターンを期待できる運用を行うことが有効と考えられます。

教育資金の一括贈与非課税制度では、贈与された資金は、ほとんどの場合預貯金や元本保証の信託商品で運用されることとなり、大きなリターンを期待することはできません。ある程度価格変動リスクを取っても物価上昇率を上回るリターンを期待できる運用を行いたいのであれば、贈与税の基礎控除の範囲内で（年 110 万円以内で）孫に資金を贈与した上で、孫のジュニア NISA で上場株式や株式投信などを購入し、資金が必要になるときまでの資産運用を行うのも有効でしょう。

もっとも、孫のジュニア NISA の口座を管理するのは孫を育てる親によって行うことが一般的になるものと思います。孫の教育資金について、価格変動リスクを取った運用を行うべきか否かは祖父母だけでなく、孫を育てる親（祖父母にとっての子）と相談して決めるべきでしょう。価格変動リスクを取った運用を行いたくない場合は、期待リターンは低くなりますが、教育資金の一括贈与非課税制度を利用することが有力な候補となります。

#### 4. 相続税・贈与税の負担軽減を意識する場合

祖父母自身に相当の資産があり、相続税や贈与税の負担軽減を意識する場合は、孫の教育資金を支援する必要性の有無にかかわらず、教育資金の一括贈与非課税制度を活用して贈与を行うことが有効と考えられます。

第1部でも述べましたが、教育資金の一括贈与非課税制度には、「教育資金」という名称はついているものの、実際にはお金に色はついていません（本シリーズ第7回参照）。孫の教育資金については、なるべく孫を育てる親（祖父母にとっての子）が負担するのではなく、祖父母自身が負担するようにすれば、その分、孫を育てる親（祖父母にとっての子）にとって自由に使える資金が増えます。孫への教育資金の一括贈与非課税制度で、実質的には「自由に使える資金」を贈与できるという考え方もできます。

## 祖父母から孫への教育資金の支援のまとめ

孫を小学校から高校までの間に私立学校に入れたり、習い事等の学校外活動を充実させたりしたいと考える場合は、小学校・中学校・高校の教育費に使えるような形で、支援を行うとよいでしょう。

特に孫が私立学校に入った場合、教育費負担が継続的に発生することを考えると、教育資金の一括贈与非課税制度により、今後も含めた教育費が確保されると、孫を育てる親（祖父母にとっての子）としての安心感は強くなるものと思います。

孫の大学や専門学校などへの進学のための教育資金を支援したいと考える場合は、その孫の現時点の年齢によって利用すべき制度が分かれるものと思います。孫の大学や専門学校などへの進学が近い場合は、必要な都度の贈与や教育資金一括贈与非課税制度を利用することが有効と考えられます。

他方、孫が生まれてすぐや幼いうちなど大学や専門学校などへの進学までの期間が長い場合は、それまでの間の資産運用も意識しておきたいところです。ある程度価格変動リスクを取っても物価上昇率を上回るリターンを期待できる運用を行いたいのであれば、贈与税の基礎控除の範囲内で（年110万円以内で）孫に資金を贈与した上で、孫のジュニアNISAで上場株式や株式投信などを購入し、資金が必要になるときまでの資産運用を行うのも有効でしょう。

（次回は、最終回 老後資金の形成について）

以上